

るしん自動継続懸賞金付き定期預金“夢・チャンス”規定

留萌信用金庫

この預金は、本規定及び別に定める「定期預金共通規定」、別紙の「るしん自動継続懸賞金付き定期預金」“夢・チャンス”取扱要項（以下「取扱要項」といいます。）により取扱います。

1.（懸賞金抽選権）

- (1) この預金には1口（10万円）につき1本の懸賞金抽選権（抽選番号）を付けます。10万円に満たない金額には懸賞金抽選権は付きません。
- (2) その抽選番号は、証書表面記載のとおりとします。
- (3) この預金が自動継続された場合には、新たな懸賞金抽選権を付けます。1口の基準は、自動継続後の金額によって行います。
- (4) 新たな懸賞金抽選権は、証書裏面の継続明細欄に記載します。また、届出の氏名、住所宛に文書により通知します。
- (5) この預金が自動継続されない場合は新たな懸賞金抽選権は発生しません。
- (6) 新たな懸賞金抽選権は、懸賞金発行回次の取扱要領に定める抽選対象定期預金にのみ有効とします。なお、懸賞金発行回次の取扱要領は、窓口に備え置くほか、その内容を店頭等に掲示します。
- (7) 懸賞金抽選権の取扱は、当金庫の都合によって中止する場合があります。この場合には、あらかじめ通知することとします。

2.（預金の自動継続および支払時期）

- (1) この預金は証書表面記載の満期日に前回と同一の期間で自動的に継続します。なお、お利息は、1年ごとの満期日にご指定の預金口座への振替により支払います。（現金によるお支払いはできません。）
- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をした時はその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（継続後の預金については上記2.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金は満期日の前には解約できません。ただし当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第12条の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とし

ます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6ヶ月未満 解約日における普通預金利率

B 6ヶ月以上1年未満 解約利率×50%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (懸賞金)

(1) 証書記載の抽選番号(前述1による最新の抽選番号を指します。)が当せんしたときは、取扱要項記載の等級に応じた懸賞金をこの預金の満期日以後に指定された預金口座へ入金します。

(2) この預金は満期日の前には解約できません。やむを得ず期限前解約する時の懸賞金のお取扱いは次のとおりとします。

1. 抽選日以前の解約については抽選権が失効となります。

2. 抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、前記1の抽選番号が当せんしているときは、懸賞金を満期日以降に当金庫所定の方法でお支払いします。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または一旦継続停止の取扱をした後に書替継続するときは、預金証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出して下さい。

6. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金、証書、懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によります。

(3) この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合にはその効力は懸賞金抽選権または懸賞金にも及ぶものとして扱います。

以 上